大阪市公報

発行所
大阪市役所
大阪市北区中之島1-3-20
電話06-6208-7444

目　次

条　例
○大阪市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例 …… 8
○大阪市コミュニティ振興施設条例の一部を改正する条例 …… 8
○大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例 …… 10
○大阪市立環境学習センター条例を廃止する条例 …… 13
○大阪市立駐車場条例の一部を改正する条例 …… 13
○大阪市普通河川管理条例の一部を改正する条例 …… 16
○大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例 …… 19
○大阪市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例 …… 19
○大阪市火災予防条例の一部を改正する条例 …… 19
○大阪市自動車運送乗車料条例の一部を改正する条例 …… 21
○大阪市高速鉄道及び中量軌道乗車料条例の一部を改正する条例 … 22
○大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例 …… 23
○大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例 …… 23
○大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例 …… 23
○大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例 …… 23
○大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例 …… 24
○大阪市音楽団条例を廃止する条例 …… 24
○大阪市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例 …… 24
規　則
○大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 …… 27
○大阪市立特別支援学校学則の一部を改正する規則 …… 27
企業管理規程
○大阪市交通局嘱託職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程 …… 28
○大阪市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程 …… 28
○大阪市水道局総務部営業所の名称、位置及び管轄区域等に関する規程の一部を改正する規程 …… 29
告　示
○総合特別区域法に基づく指定法人を指定した旨の公示 …… 31
○特定計量器の定期検査 …… 31

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告 … 32
○予算の要領 … 32
○一般競争入札の執行（地方税ポータルシステムASPサービス提供業務委託） … 36
○一般競争入札の執行（揮発油（レギュラー）の買入れ） … 39
○一般競争入札の執行（軽油の買入れ） … 42
○開発行為に関する工事の完了 … 45
○開発行為に関する工事の完了 … 46
○開発行為に関する工事の完了 … 47
○道路の位置指定 … 48
○道路の位置指定 … 48
○道路の廃止 … 49
○建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定 … 49
○指定管理者の指定の公告（大阪市立姫島こども園） … 50
○大阪市立姫島こども園の臨時開館及び臨時休館の承認 … 50
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定 … 51
○土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定 … 52
○土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の一部の指定解除 … 53
○道路法違反物件の除却 … 54
○平成22年大阪市告示第284号（大阪市立駐車場の入庫及び出庫の受付日及び受付時間並びに利用料金の額の承認）の一部改正 … 55
○電線共同溝を整備すべき道路の指定 … 55
○大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の所在地変更 … 56
○大阪市立阿倍野防災センターの休館日の変更の承認 … 56
○消防法に基づく火災予防措置命令 … 56
○一般競争入札の執行（守口営業所自動車整備業務委託等） … 57
○一般競争入札の執行（大阪市交通局自動車部営業所及び操車場等清掃業務委託） … 60
○一般競争入札の執行（揮発油（レギュラー）の買入れ） … 63
○落札者等の公示 … 66

公　告

○一般競争入札の執行（安田ほか2自転車保管所古自転車等の売払い等） … 67
○一般競争入札の執行（金属くず等の売払い） … 71

共済組合公告

○大阪市職員共済組合組合会互選選挙の補欠選挙における選挙区
第１区の候補者 …… 73
○大阪市職員共済組合組合会互選選挙の補欠選挙における選挙区
第１区の当選人 …… 73
達
○大阪市人権行政推進本部設置規程の一部改正 …… 74

公布された条例のあらまし

◇大阪市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

１　大阪市立姫島こども園の休館日を改めることにしました。

２　この条例は、平成26年４月１日から施行することにしました。

（平成25年大阪市条例第131号　福祉局障がい者施策部障がい福祉課）

◇大阪市コミュニティ振興施設条例の一部を改正する条例

１　題名を大阪市区役所附設会館条例にしました。

２　大阪市立市民交流センターを廃止することにしました。

３　大阪市立市民交流センターなにわほか９施設の指定管理予定者の選定手続の特例を設けることにしました。

４　必要な経過措置を講ずることにしました。

５　この条例は、平成28年４月１日から施行することにしました。ただし、選定手続の特例に関する規定は、公布の日（平成25年12月２日）から施行することにしました。

（平成25年大阪市条例第132号 市民局市民部総務課）

◇大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例

１　市民が居住する建物等における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保するため、条例を制定することにしました。

２　市民が居住する建物等に関して本市、市民並びに建物等の所有者及び管理者の責務を定めることにしました。

３　建物等が不良な状態にあると認めるとき等は、立ち入り調査や所有者等への質問を行うことができることとしました。

４　建物等が不良な状態にあると認めるときは、堆積物の適切な保管や処分等の措置について指導、勧告及び命令を行うことができることとし、正当な理由がなく命令に従わない等の場合は、行政代執行を行うことができることとしました。

５　建物等が不良な状態にあると認める場合等は、不良な状態の解消のための経済的支援を行うことができることとしました。

6　区長は、必要があるときは、地域住民、関係機関の代表者その他関係者から多角的な意見を聴くために対策会議を開催することとしました。
7　市長の諮問に応じて審議を行わせるための附属機関を置くこととしました。
8　この条例は、平成26年３月１日から施行することにしました。
（平成25年大阪市条例第133号　環境局事業部事業管理課）

◇大阪市立環境学習センター条例を廃止する条例

1　大阪市立環境学習センターを廃止することにしました。
2　必要な経過措置を講ずることにしました。
3　この条例は、平成26年４月１日から施行することにしました。
（平成25年大阪市条例第134号　環境局環境施策部環境施策課）

◇大阪市立駐車場条例の一部を改正する条例

1　大阪市立扇町通地下駐車場ほか９駐車場を設置することにしました。
2　新たに設置する10駐車場の指定管理者予定者の選定手続の特例を設けることにしました。
3　この条例は、平成26年４月１日から施行することにしました。
（平成25年大阪市条例第135号　建設局管理部管理課）

◇大阪市普通河川管理条例の一部を改正する条例

1　普通河川に関する禁止行為を改めることにしました。
2　普通河川の占用等の許可に係る保証人等に関する定めを廃止することにしました。
3　河川附属施設の工事を施行しようとする者に対する承認に関し必要な事項を定めることにしました。
4　必要な経過措置を講ずることにしました。
5　この条例は、平成26年４月１日から施行することにしました。
（平成25年大阪市条例第136号　建設局下水道河川部河川課）

◇大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例

1　平成25年度末で指定管理者の指定期間が終了する有料臨港道路においては、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間で市長が定める日までの期間について指定管理者を非公募で選定できることにしました。
2　この条例は、平成26年４月１日から施行することにしました。
（平成25年大阪市条例第137号　港湾局総務部総務担当）

◇大阪市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例

1　大正消防署の住居番号の変更に伴い、同消防署の位置を定める規定を改めることにしました。
2　この条例は、市長が定める日から施行することにしました。
（平成25年大阪市条例第138号　消防局総務部施設課）

◇大阪市火災予防条例の一部を改正する条例

1　住宅用防災機器の設置及び維持の基準を改めるとともに、規定を整備することにしました。
2　必要な経過措置を講ずることにしました。

3　この条例は、公布の日（平成25年12月２日）から施行することにしました。ただし、一部の規定は、平成26年４月１日から施行することにしました。

（平成25年大阪市条例第139号　消防局予防部予防課）

◇大阪市自動車運送乗車料条例の一部を改正する条例

1　乗合自動車の乗車料金及び乗車券の書換え等に係る手数料を改定することにしました。

2　過料に関する定めを廃止することにしました。

3　必要な経過措置を講ずることにしました。

4　この条例の施行期日は、市長が定めることにしました。

（平成25年大阪市条例第140号　交通局事業管理本部経営管理部経営企画課）

◇大阪市高速鉄道及び中量軌道乗車料条例の一部を改正する条例

1　高速鉄道及び中量軌道の乗車料金並びに乗車券の書換え等に係る手数料を改定することにしました。

2　過料に関する定めを廃止することにしました。

3　必要な経過措置を講ずることにしました。

4　この条例の施行期日は、市長が定めることにしました。

（平成25年大阪市条例第141号　交通局事業管理本部経営管理部経営企画課）

◇大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

1　大阪市立堀川幼稚園を廃止することにしました。

2　この条例は、平成28年４月１日から施行することにしました。

（平成25年大阪市条例第142号　こども青少年局子育て支援部管理課）

◇大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

1　大阪市立泉尾幼稚園を廃止することにしました。

2　この条例は、平成28年４月１日から施行することにしました。

（平成25年大阪市条例第143号　こども青少年局子育て支援部管理課）

◇大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

1　大阪市立中本幼稚園を廃止することにしました。

2　この条例は、平成28年４月１日から施行することにしました。

（平成25年大阪市条例第144号　こども青少年局子育て支援部管理課）

◇大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

1　大阪市立瓜破幼稚園を廃止することにしました。

2　この条例は、平成28年４月１日から施行することにしました。

（平成25年大阪市条例第145号　こども青少年局子育て支援部管理課）

◇大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

1　大阪市立津守幼稚園を廃止することにしました。

2　この条例は、平成27年４月１日から施行することにしました。

（平成25年大阪市条例第146号　こども青少年局子育て支援部管理課）

◇大阪市音楽団条例を廃止する条例

1　大阪市音楽団を廃止することにしました。

2　必要な経過措置を講ずることにしました。

３　この条例は、平成26年４月１日から施行することにしました。

（平成25年大阪市条例第147号　教育委員会事務局生涯学習部音楽団）

◇大阪市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例

１　大阪市立弁天町市民学習センター及び大阪市立城北市民学習センターを廃止することにしました。

２　大阪市立総合生涯学習センターの休館日を第１月曜日及び第３月曜日に変更することにしました。

３　大阪市立総合生涯学習センターにおいて、第６会議室、第８研修室及び第９研修室を増設することにしました。

４　大阪市立総合生涯学習センター、大阪市立阿倍野市民学習センター及び大阪市立難波市民学習センターの利用料金を改定することにしました。

５　必要な経過措置を講ずることにしました。

６　この条例は、平成26年４月１日から施行することにしました。

（平成25年大阪市条例第148号　教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当）

公布された規則のあらまし

◇大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

１　長吉長原東第４－37駐車場を設置することにしました。

２　この規則は、平成25年12月20日から施行することにしました。

（平成25年大阪市規則第185号　都市整備局住宅部管理課）

◇大阪市立特別支援学校学則の一部を改正する規則

１　学校教育法施行令が一部改正されたことに伴い、必要な規定を整備することにしました。

２　在学中に進路変更を希望する特別支援学校高等部の生徒に対して、転科の許可を校長が行うことにしました。

３　この規則は、公布の日（平成25年12月４日）から施行することにしました。

（平成25年大阪市教育委員会規則第47号　教育委員会事務局指導部特別支援教育担当）

公布された規程のあらまし

◇大阪市交通局嘱託職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

１　職場等のセクシュアル・ハラスメントに関する相談業務を行う者をセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントに関する相談業務を行う者に改めることにしました。

２　この規程は、平成25年12月１日から施行することにしました。

（平成25年大阪市交通事業管理規程第66号　交通局事業管理本部職員部労務課）

◇大阪市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

１　課長級以上の職員に対する勤勉手当について、目標管理制度における半期ごとの評価に基づく評価区分及び支給額を改めることにしました。

２　この規程は、平成25年12月１日から施行することにしました。

（平成25年大阪市交通事業管理規程第67号　交通局事業管理本部職員部労務課）

◇大阪市水道局総務部営業所の名称、位置及び管轄区域等に関する規程の一部を改正する規程

１　北サービスステーション他10か所を廃止することにしました。

２　この規程は、平成26年２月１日から施行することにしました。

（平成25年大阪市水道事業管理規程第20号　水道局総務部お客さまサービス課）

条　　例

次に掲げる条例を公布する。

大阪市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

大阪市コミュニティ振興施設条例の一部を改正する条例

大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例

大阪市立環境学習センター条例を廃止する条例

大阪市立駐車場条例の一部を改正する条例

大阪市普通河川管理条例の一部を改正する条例

大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例

大阪市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例

大阪市火災予防条例の一部を改正する条例

大阪市自動車運送乗車料条例の一部を改正する条例

大阪市高速鉄道及び中量軌道乗車料条例の一部を改正する条例

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

大阪市音楽団条例を廃止する条例

大阪市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例

平成25年12月２日

大阪市長　　橋　下　　徹

大阪市条例第131号

大阪市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

大阪市立児童発達支援センター条例（平成17年大阪市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「大阪市立都島こども園（以下「都島こども園」という。）及び大阪市立淡路こども園（以下「淡路こども園」という。）」を「センター」に改め、同項第１号中「（以下「休日」という。）」を削り、同条中第２項を削り、同条第３項中「前２項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に、「、前２項」を「、同項」に改め、同項を同条第２項とし、同条中第４項を第３項とする。

第４条第２項中「前条第３項及び第４項」を「前条第２項及び第３項」に、「同条第３項中「前２項の規定にかかわらず」を「同条第２項中「前項」に、「第４条第１項の規定にかかわらず」を「第４条第１項」に改め、「前２項の規定による」及び「同項の規定による」を削り、「同条第４項」を「同条第３項」に、「第３条第３項」を「第３条第２項」に改める。

第11条中「姫島こども園及び淡路こども園」を「大阪市立姫島こども園及び大阪市立淡路こども園」に改める。

第12条中「市長は、都島こども園」を「市長は、大阪市立都島こども園（以下「都島こども園」という。）」に改める。

附　則

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（平25.12.２掲示済）

大阪市条例第132号

大阪市コミュニティ振興施設条例の一部を改正する条例

大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪市区役所附設会館条例

第１条第１項中「次に掲げるコミュニティ振興施設を設置する」を「区役所附設会館（以下「会館」という。）を設置し、その名称及び位置は、別表第１のとおりとする」に改め、各号を削り、同条中第２項及び第３項を削る。

第２条中第２項を削る。

第３条第１項中「前条第１項」を「前条」に改め、同条中第２項を削る。

第４条第１項中「及びセンター（以下「会館等」という。）」を削り、同条

第２項中「別表第３」を「別表第２」に、「会館等」を「会館」に改め、同条第４項中「別表第３に掲げる会館」を「代行会館」に改める。

第５条第１項中「会館等」を「会館」に改め、同条第３項中「別表第３に掲げる会館」を「代行会館」に改める。

第10条中「別表第３に掲げる会館」を「代行会館」に改める。

第11条第１項中「会館等」を「会館」に、「別表第４」を「別表第３」に改め、同条第２項中「別表第４」を「別表第３」に改める。

第21条第１号中「第３条第１項各号及び第２項各号」を「第３条各号」に改める。

附則第４項中「平成22年４月１日から大阪市区役所附設会館条例の一部を改正する条例（平成21年大阪市条例第93号）附則第２号に掲げる規定の施行の日の前日まで」を「平成26年４月１日から平成28年３月31日まで」に、「大阪市立東成会館及び大阪市立玉津会館（以下「東成会館等」という。）」を「センター」に、「東成会館等」を「センター」に改める。

附則第６項から第12項まで及び別表第２を削る。

別表第３中

「

大阪市立市民交流センターなにわ
大阪市立市民交流センターよどがわ
大阪市立市民交流センターひがしよどがわ
大阪市立市民交流センターあさひ西
大阪市立市民交流センターあさひ東
大阪市立市民交流センターすみよし南
大阪市立市民交流センターすみよし北
大阪市立市民交流センターひがしすみよし
大阪市立市民交流センターひらの
大阪市立市民交流センターにしなり

」

を削り、同表を別表第２とし、別表第４を別表第３とする。

附　則

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行の日前の期間に係る大阪市立市民交流センターなにわ、大阪市立市民交流センターよどがわ、大阪市立市民交流センターひがしよどがわ、大阪市立市民交流センターあさひ西、大阪市立市民交流センターあさひ東、大阪市立市民交流センターすみよし南、大阪市立市民交流センターすみよし北、大阪市立市民交流センターひがしすみよし、大阪市立市民交流センターひらの及び大阪市立市民交流センターにしなりの使用料については、なお従前の例による。

（平25.12.２掲示済）

大阪市条例第133号

大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、市民が居住する建物等における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「不良な状態」とは、物品等の堆積によりごきぶり、はえその他の害虫、ねずみ若しくは悪臭が発生すること又は火災発生のおそれがあること等のため、当該物品等が堆積している場所の周辺の生活環境が著しく損なわれている状態をいう。

２　この条例において「堆積物」とは、堆積することにより不良な状態の原因となっている当該物品等をいう。

３　この条例において「堆積者」とは、物品等を堆積することにより不良な状態を発生させている者（自然人に限る。）をいう。

４　この条例において「建物等」とは、本市の区域内に存する建物（共同住宅その他これに類する多数の人の居住の用に供する住宅にあっては、居住の用に供する各部分及び当該各部分の周辺の共用部分）及びその周辺の土地をいう。

（本市の責務）

第３条　本市は、市民が居住する建物等が不良な状態にあり、又はそのおそれがあるときは、地域住民及び関係機関と協働して、その原因、経緯等の検証に努め、第１条の目的を達成するために必要な対策を総合的に講ずるものとする。

（市民の責務）

第４条　市民は、その居住する建物等を不良な状態にしてはならない。

２　市民は、近隣の住民と相互に協力して、その居住する地域に存する建物等が不良な状態になることのないよう努めなければならない。

３　市民は、第１条の目的を達成するため、本市が実施する活動に協力するよう努めなければならない。

（所有者等の責務）

第５条　建物等の所有者又は管理者（当該建物等に係る堆積者を除く。以下「所有者等」という。）は、その所有し、又は管理する建物等が不良な状態とならないよう努めなければならない。

２　建物等の所有者等は、その所有し、又は管理する建物等が不良な状態となった場合においては、当該建物等に係る堆積者と協力し、不良な状態を解消

するよう努めなければならない。

3　建物等の所有者等は、第１条の目的を達成するため、本市が実施する活動に協力するよう努めなければならない。

（調査）

第６条　市長は、建物等が不良な状態にあり、又はそのおそれがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、当該建物等に立ち入り、その状態を調査させ、又は当該建物等に居住する者、当該建物等の所有者等その他関係人（以下「調査対象者」という。）に質問させることができる。

2　前項の規定による立入、調査又は質問（以下「調査等」という。）を行う職員は、その身分を証明する証明書を携帯し、調査対象者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4　市長は、調査対象者が堆積者であることが明らかである場合であって、当該調査対象者が正当な理由なく調査等を拒み、妨げ、又は忌避したときは、その旨及び当該調査対象者の氏名を公表することができる。

5　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表されるべき者にその理由を通知し、意見を聴くとともに、有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

6　市長は、次条、第８条及び第10条の規定による指導及び勧告、命令並びに経済的支援の実施に関し必要があると認めるときは、調査等のほか、官公署に対し、調査対象者の資産、親族関係、居住関係、保健福祉に関する制度の利用状況並びに当該建物等の所有関係に関して、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

（指導又は勧告）

第７条　市長は、第４条第１項の規定にもかかわらず、建物等が不良な状態にあると認めるときは、当該建物等に係る堆積者に対し、堆積物の適切な保管、堆積物の処分その他の不良な状態を解消するための措置（以下「改善措置」という。）を行うよう指導することができる。

2　市長は、前項の規定による指導をしたにもかかわらず、なお建物等が不良な状態にあると認めるときは、当該建物等に係る堆積者に対し、改善措置を行うよう期限を定めて勧告することができる。

3　市長は、建物等が不良な状態にあると認める場合であって、必要があると認めるときは、当該建物等の所有者等に対しても、改善措置を行うよう指導することができる。

（命令）

第８条　市長は、前条第２項の規定による勧告をしたにもかかわらず、なお建物等が不良な状態にある場合であって、当該建物等に係る堆積者の近隣の住民の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該堆積者に対し、

期限を定めて改善措置を行うよう命ずることができる。

2　前項の規定による命令については、第１条の目的を達成するために必要な限度において実施しなければならない。

3　市長は、第１項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ第12条第１項の規定による大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4　市長は、第１項の規定による命令をするときは、当該命令を受けるべき堆積者に対し、市規則で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

（行政代執行）

第９条　市長は、前条第１項の規定による命令を受けた堆積者が正当な理由なく当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら改善措置をなし、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該堆積者から徴収すること（以下「代執行」という。）ができる。

2　市長は、代執行をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

（経済的支援）

第10条　市長は、建物等が不良な状態にあると認める場合であって、当該建物等に係る堆積者の近隣の住民の生活環境が著しく損なわれており、かつ、当該堆積者が経済的理由により自ら不良な状態を解消することが困難であると認めるときは、当該堆積者の申出に基づき、当該堆積者に対し、不良な状態の解消のために必要な経済的支援を行うことができる。ただし、第８条第１項の規定による命令を受けた堆積者が正当な理由なく当該命令に従わない場合にあっては、この限りでない。

2　市長は、前項の規定により経済的支援を行うときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

（対策会議）

第11条　区長は、市長の命を受け、区内の建物等の不良な状態の適正化のために必要があるときは、地域住民、関係機関の代表者その他関係者から多角的な意見を聴くために対策会議を開催することができる。

2　対策会議の開催に関する事項は、区長が定める。

（審議会）

第12条　この条例の規定によりその権限に属するものとされた事項について、諮問に応じて審議を行わせるため、市長の附属機関として審議会を置く。

2　審議会は、前項に定めるもののほか、不良な状態に関する専門的な事項について、調査し、又は審議するとともに、市長に意見を述べることができる。

3　審議会は、委員７人以内で組織する。

4　審議会の委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

5　審議会の委員の任期は、２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

（守秘義務）

第13条　対策会議に参加した者は、対策会議の業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（施行の細目）

第14条　この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附　則

この条例は、平成26年３月１日から施行する。

（平25.12.２掲示済）

大阪市条例第134号

大阪市立環境学習センター条例を廃止する条例

大阪市立環境学習センター条例（平成９年大阪市条例第33号）は、廃止する。

附　則

1　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

2　この条例の施行の日前の期間に係る大阪市立環境学習センターの使用料については、なお従前の例による。

（平25.12.２掲示済）

大阪市条例第135号

大阪市立駐車場条例の一部を改正する条例

大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第１条の表中

「

大阪市立西横堀駐車場	大阪市西区京町堀１丁目
大阪市立法円坂駐車場	大阪市中央区法円坂２丁目

」

を

「

大阪市立法円坂駐車場	大阪市中央区法円坂２丁目
大阪市立西横堀駐車場	大阪市西区京町堀１丁目

」

に改める。

第２条の表を次のように改める。

名　　称	位　　置
大阪市立扇町通地下駐車場	大阪市北区扇町１丁目
大阪市立大阪駅前地下駐車場	大阪市北区梅田１丁目
大阪市立豊崎地下駐車場	大阪市北区豊崎３丁目
大阪市立安土町地下駐車場	大阪市中央区安土町３丁目
大阪市立谷町筋地下駐車場	大阪市中央区谷町２丁目
大阪市立長堀通地下駐車場	大阪市中央区南船場２丁目
大阪市立東長堀地下駐車場	大阪市中央区南船場１丁目
大阪市立東長堀バス駐車場	大阪市中央区南船場１丁目
大阪市立靱地下駐車場	大阪市西区靱本町２丁目
大阪市立土佐堀地下駐車場	大阪市西区土佐堀１丁目
大阪市立長堀バス駐車場	大阪市西区新町１丁目
大阪市立本町地下駐車場	大阪市西区靱本町１丁目
大阪市立上汐地下駐車場	大阪市天王寺区上汐４丁目
大阪市立塩草地下駐車場	大阪市浪速区塩草１丁目
大阪市立宮原地下駐車場	大阪市淀川区宮原３丁目
大阪市立長居公園地下駐車場	大阪市東住吉区長居公園

第５条第２項中「次条第４項」を「次条第６項」に改める。

第６条第１項中「及び」を「、第５項に規定するバス回数券及び第６項に規定する」に改め、同条第２項ただし書中「第４項」を「第６項」に改め、同条第３項中「駐車時間30分までごとに300円」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1)　大阪市立東長堀バス駐車場及び大阪市立長堀バス駐車場（以下これらを「バス駐車場」という。）以外の市立駐車場　駐車時間30分までごとに300円

(2)　バス駐車場　駐車時間30分までごとに1,000円（路線定期運行（道路運送法（昭和26年法律第183号）第５条第１項第３号に規定する路線定期運行をいう。）を行う一般乗合旅客自動車運送事業（同法第３条第１号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）に係る停留所として利用する場合にあっては、１回につき4,000円）

第６条第４項中「指定管理者」を「指定管理者（バス駐車場の指定管理者を除く。）」に改め、「及び通用期間が１年以内で１の市立駐車場の定期利用に使用することができる定期駐車券」を削り、同条中第８項を第10項とし、同条第７項中「及び」を「、バス回数券及び」に改め、同項第２号中「47,250円」

を「47,250円（バス駐車場の定期駐車券にあっては、１月当たり240,000円）」に改め、同号を同項第３号とし、同項中第１号の次に次の１号を加える。

(2)　バス回数券　一時駐車料金の額に10分の９を乗じて得た額

第６条中第７項を第９項とし、同条第６項中「又は」を「、バス回数券又は」に改め、同項を同条第８項とし、同条第５項中「定期駐車券」を「定期駐車券（バス駐車場の定期駐車券を除く。）」に改め、同項を同条第７項とし、同条中第４項の次に次の２項を加える。

５　バス駐車場の指定管理者は、バス駐車場の利用について一時駐車料金の支払に代えて共通して使用することができる回数券（以下「バス回数券」という。）を発行することができる。

６　指定管理者は、通用期間が１年以内で１の市立駐車場の定期利用に使用することができる定期駐車券を発行することができる。

第７条第１項中「市立駐車場」を「市立駐車場（バス駐車場を除く。）」に改める。

第８条第２項中「指定管理者」を「指定管理者（バス駐車場の指定管理者を除く。）」に改める。

第９条第２項中「及び」を「、バス回数券及び」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　大阪市立扇町通地下駐車場、大阪市立大阪駅前地下駐車場、大阪市立安土町地下駐車場、大阪市立谷町筋地下駐車場、大阪市立長堀通地下駐車場、大阪市立東長堀地下駐車場、大阪市立東長堀バス駐車場、大阪市立靭地下駐車場、大阪市立長堀バス駐車場及び大阪市立長居公園地下駐車場（以下「扇町通地下駐車場等」という。）に係るこの条例による改正後の大阪市立駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）第３条第２項の規定による受付日及び受付時間の決定、改正後の条例第６条第３項及び第９項の規定による利用料金の額の決定並びに改正後の条例第13条の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第３条第２項及び第４項、第６条第３項、第９項及び第10項、第13条から第17条まで並びに第19条前段の規定の例により行うことができる。

（扇町通地下駐車場等の指定管理予定者の選定手続の特例）

３　市長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成27年３月31日までの期間について扇町通地下駐車場等（大阪市立長居公園地下駐車場を除く。）の指定管理者（改正後の条例第３条第２項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定しようとするとき及び施行日から平成28年３月31日までの期間について大阪市立長居公園地下駐車場の指定管理者を指定しようとするときは、前項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第14条の規定にかかわらず、扇町通地下駐車場等の管理を行おうとする

法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

４　前項に規定する場合における附則第２項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第15条及び第17条の規定の適用については、同項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第15条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「大阪市立駐車場条例の一部を改正する条例（平成25年大阪市条例第135号。以下「改正条例」という。）附則第３項の規定による通知を受けた」と、「、市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、同項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第17条中「第15条」とあるのは「改正条例附則第４項の規定により読み替えられた第15条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第２号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第４号中「前３号」とあるのは「改正条例附則第４項の規定により読み替えられた前３号」とする。

（平25.12.２掲示済）

大阪市条例第136号

大阪市普通河川管理条例の一部を改正する条例

大阪市普通河川管理条例（昭和32年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「の各号」を削り、同項第２号中「若しくは」を「又は」に改め、同項第４号中「橋りょう」を「橋梁」に、「けい留する」を「係留する」に改め、同項中第５号から第９号までを削り、同項第10号中「土石、」を「土石又は」に、「たい積し」を「堆積し」に改め、同号を同項第５号とし、同項第11号中「しゆんせつ、掘さく」を「しゅんせつ、掘削」に、「、堤防及び護岸その他河川の付替等の工事又はこれらに類する」を「その他土地の形状を変更する」に改め、同号を同項第６号とし、同項中第12号を削り、同項第13号中「外」を「ほか」に改め、同号を同項第７号とし、同条第２項中「前項第８号から第13号まで」を「前項第５号から第７号まで」に改める。

第６条第１項中「以下」を「第12条第１項の規定による承認を受けて権利を譲り受けた者を含む。以下」に改める。

第８条第１項中「許可」を「第４条第２項又は第５条の規定による許可」に、「つけ、又は保証金を徴し、若しくは保証人を立てさせる」を「付する」に改め、同条中第２項及び第３項を削る。

第９条及び第10条を削る。

第11条第１項中「それらの」を「第４条第１項第５号から第７号まで又は第

５条各号に掲げる」に改め、ただし書を削り、同条中第２項及び第３項を削り、同条を第９条とし、第12条を第10条とする。

第13条第１項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第３項中「もつて」を「もって」に改め、同条を第11条とする。

第14条を削る。

第15条の見出しを「（権利の譲渡の禁止）」に改め、同条第１項中「使用者は」を「使用者は、市長の承認を受けなければ」に、「譲渡し、転貸し、又は担保に供する」を「譲渡する」に改め、ただし書を削り、同条第２項中「前項ただし書」を「前項」に、「許可」を「承認」に、「前条」を「前条の規定による許可」に、「第15条第１項ただし書」を「第12条第１項の規定による承認」に改め、同条第３項中「第１項ただし書」を「第１項」に、「許可」を「承認」に改め、同条を第12条とし、第16条を第13条とする。

第17条第１項各号列記以外の部分及び第１号中「よつてした許可」を「よってした許可若しくは承認」に改め、同項第２号中「許可」を「許可又は承認」に改め、同条第２項中「よる許可」を「よる許可又は承認」に改め、同項第２号中「当該許可」を「当該許可若しくは承認」に、「許可する」を「許可し、若しくは承認する」に改め、同条を第14条とする。

第17条の２中「第９条第２項、第11条第２項及び第15条第２項」を「第12条第２項及び第21条第３項」に改め、同条を第15条とする。

第18条中「１に」を「いずれかに」に改め、同条第１号中「死亡し、又は所在不明となつた」を「死亡した」に改め、同条第２号中「法人」を「使用者である法人」に改め、同条第３号中「なつたとき、」を「なったとき」に改め、同条を第16条とする。

第19条中「第12条の規定により、使用者」を「第10条第１項の規定により使用者（第21条第１項の規定により承認を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」に、「第17条」を「第14条第１項若しくは第２項（同項第４号に掲げる事由に該当する場合に限る。）」に、「許可」を「許可若しくは承認」に、「よつて」を「よって」に、「あつても」を「あっても」に改め、同条を第17条とする。

第20条第１項中「の行為」を「を受けた行為」に、「、又は第18条」を「又は第16条」に、「失つた」を「失った」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第２項中「行為」を「規定による原状の回復又は生産物の採取の跡の整理」に改め、同条第３項中「第11条第１項本文」を「第９条」に改め、同条を第18条とする。

第21条中「橋りよう架設工事」を「橋梁（りょう）架設工事を行うとき」に改め、同条を第19条とする。

第22条を削る。

第23条中「船、」を「船」に、「その除去が終る」を「当該所有者又は占有者は、その除去が終わる」に改め、同条を第20条とする。

第24条の見出しを「（市長以外の者の施行する工事等）」に改め、同条第１

項中「沿岸地先の土地又は工作物の所有者又は占有者は、」を「市長以外の者は、あらかじめ」に改め、「、その土地の欠壊又は土砂の流失を予防するため若しくはその工作物の河川に及ぼす損害を防止するため」を削り、「もつて」を「もって」に改め、後段を削り、同条中第２項及び第３項を次のように改める。

２　前項の規定により承認を受けた者が、承認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

３　第５条の２の規定は、前２項の規定による承認について準用する。この場合において、同条中「第４条第２項及び前条の規定による許可」とあるのは「第21条第１項及び第２項の規定による承認」と読み替えるものとする。

第24条に次の２項を加える。

４　第８条、第９条及び第18条第３項の規定は、第１項の規定による承認について準用する。この場合において、第８条及び第９条中「第４条第２項又は第５条の規定による許可」とあるのは「第21条第１項の規定による承認」と、第18条第３項中「第９条」とあるのは「第21条第４項において準用する第９条」と読み替えるものとする。

５　第11条の規定は、第１項の規定により承認を受けた者について準用する。

第24条を第21条とする。

第25条第１項中「使用料等」を「河川の占用料又は使用料（以下「使用料等」という。）」に改め、ただし書を削り、同条第３項中「市長が」を「市規則で」に改め、同条を第22条とする。

第26条中「１に」を「いずれかに」に改め、同条第１号中「なつた」を「なった」に改め、同条を第23条とする。

第27条ただし書中「但し」を「ただし」に、「１に」を「いずれかに」に改め、同条第２号中「責でない」を「責めに帰することができない」に、「なつた」を「なった」に改め、同条を第24条とする。

第28条から第30条までを削る。

第31条中「１に」を「いずれかに」に改め、同条第２号中「第23条」を「第20条」に改め、同条を第25条とする。

第32条第１号中「第13号」を「第７号」に改め、同条第４号中「第21条」を「第19条」に改め、同条を第26条とする。

第33条中「１に」を「いずれかに」に改め、同条第１号中「第12条」を「第10条第１項」に、同条第２号中「第13条第２項、第16条及び第20条第１項」を「第11条第２項、第13条及び第18条第１項」に、「怠つた」を「怠った」に改め、同条第３号中「第17条」を「第14条」に、「処分」を「処分（この条例の規定による承認に係るものを除く。）」に改め、同条を第27条とする。

第34条を削り、第35条を第28条とする。

附則第３項を削る。

附則第４項中「条例施行」を「条例の施行」に、「よつて」を「よって」に改め、同項を附則第３項とする。

附則第５項中「条例施行」を「条例の施行」に改め、同項を附則第４項とし、附則第６項を附則第５項とし、附則第７項を附則第６項とする。

別表中「第25条」を「第22条」に、「さん橋」を「桟橋」に、「けい船場」を「係船場」に、「けい船ぐい」を「係船くい」に改める。

附　則

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平25.12.２掲示済）

大阪市条例第137号

大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例

大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号）の一部を次のように改正する。

附則第３項中「とき」を「とき及び同年４月１日から同日以後１年を経過する日までの間で市長が定める日までの期間について有料臨港道路の指定管理者を指定しようとするとき」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（平25.12.２掲示済）

大阪市条例第138号

大阪市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例

大阪市消防本部及び消防署の設置に関する条例（昭和38年大阪市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表大正消防署の項中「小林東３丁目５番17号」を「小林東３丁目５番16号」に改める。

附　則

この条例の施行期日は、市長が定める。

（平25.12.２掲示済）

大阪市条例第139号

大阪市火災予防条例の一部を改正する条例

大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第30条の３第４項の表中

「

第１項第１号から第５号まで並びに第６号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下住宅用防災警報器等規格省令という。）第２条第４号に掲げる光電式住宅用防災警報器をいう。以下この表において同じ。）

」

を

「

第１項第１号、第３号から第５号まで並びに第６号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下住宅用防災警報器等規格省令という。）第２条第４号に掲げる光電式住宅用防災警報器をいう。以下この表において同じ。）
第１項第２号に掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器又は住宅用防災警報器等規格省令第２条第４号の２に掲げる定温式住宅用防災警報器

」

に改める。

第30条の４第３項の表中

「

前条第１項第１号から第５号まで並びに第６号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第２条第９号に掲げる光電式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第17条第２項で定める１種又は２種の試験に合格するものに限る。以下この表において同じ。）

」

を

「

前条第１項第１号、第３号から第５号まで並びに第６号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第２条第９号に掲げる光電式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第17条第２項で定める１種又は２種の試験に合格するものに限る。以下この表において同じ。）

前条第１項第２号に掲げる住宅の部分	感知器等規格省令第２条第２号に掲げる差動式スポット型感知器、定温式スポット型感知器（感知器等規格省令第２条第５号に掲げる定温式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第14条第２項第１号で定める特種の試験に合格するものであって、公称作動温度が60度又は65度のものに限る。）又は光電式スポット型感知器

」

に改め、同条第４項中「第37条第７号から第７号の３まで」を「第37条第４号から第６号まで」に改める。

第30条の５中第２項を削る。

第61条の２中「第３条の４第１項第３号ア」を「第３条の４第１項第２号ア」に改める。

附　則

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。ただし、第61条の２の改正規定は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行の際、現に存する改正後の大阪市火災予防条例（以下「新条例」という。）第30条の２に規定する住宅（以下「住宅」という。）における同条各号に掲げる住宅用防災機器（新条例第30条の３第１項第２号の住宅の部分に設置するものに限る。以下「住宅用防災機器」という。）、現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅に係る住宅用防災機器又は平成31年３月31日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する住宅に係る住宅用防災機器で、その設置及び維持が新条例第30条の３及び第30条の４の基準に適合しないものに係る設置及び維持の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（平25.12.２掲示済）

大阪市条例第140号

大阪市自動車運送乗車料条例の一部を改正する条例

大阪市自動車運送乗車料条例（昭和41年大阪市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「200円」を「210円」に改める。

第10条第２項中「500円」を「510円」に改める。

第15条を削る。

第16条中「ついて」を「関し」に改め、同条を第15条とする。

附　則

１　この条例の施行期日は、市長が定める。

２　この条例の施行の際、現に通用している乗車券で通用期間の定めのあるものについては、その残余通用期間に限り、なお効力を有する。

（平25.12.２掲示済）

大阪市条例第141号

大阪市高速鉄道及び中量軌道乗車料条例の一部を改正する条例

大阪市高速鉄道及び中量軌道乗車料条例（昭和39年大阪市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号を次のように改める。

(1)　普通料金

１区	200円
２区	240円
３区	280円
４区	320円
５区	370円

第３条第１項第３号を次のように改める。

(3)　定期料金

ア　通勤定期料金

１区	１月	8,230円
２区	同	9,320円
３区	同	10,450円
４区	同	11,240円
５区	同	12,160円

イ　通学定期料金

１区	１月	4,670円
２区	同	5,370円
３区	同	5,980円
４区	同	6,100円
５区	同	6,630円

第８条第２項中「500円」を「510円」に改める。

第13条を削る。

第14条の見出しを「（施行の細目）」に改め、同条中「ついて」を「関し」に改め、同条を第13条とする。

附　則

１　この条例の施行期日は、市長が定める。

２　この条例の施行の際、現に通用している乗車券で通用期間の定めのあるものについては、その残余通用期間に限り、なお効力を有する。

（平25.12.２掲示済）

大阪市条例第142号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

幼稚園の表中大阪市立堀川幼稚園の項を削る。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（平25.12.２掲示済）

大阪市条例第143号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

幼稚園の表中大阪市立泉尾幼稚園の項を削る。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（平25.12.２掲示済）

大阪市条例第144号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

幼稚園の表中大阪市立中本幼稚園の項を削る。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（平25.12.２掲示済）

大阪市条例第145号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

幼稚園の表中大阪市立瓜破幼稚園の項を削る。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（平25.12.２掲示済）

大阪市条例第146号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

幼稚園の表中大阪市立津守幼稚園の項を削る。

附　則

この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（平25.12.２掲示済）

大阪市条例第147号

大阪市音楽団条例を廃止する条例

大阪市音楽団条例（昭和25年大阪市条例第33号）は、廃止する。

附　則

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日前の期間に係る大阪市音楽団の使用料及び実費については、なお従前の例による。

（平25.12.２掲示済）

大阪市条例第148号

大阪市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例

大阪市立生涯学習センター条例（平成５年大阪市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第１条の表中大阪市立弁天町市民学習センターの項及び大阪市立城北市民学習センターの項を削る。

第４条第１項中「（以下「総合生涯学習センター」という。）、大阪市立阿倍野市民学習センター及び大阪市立城北市民学習センター」を削り、同項第１号中「第１火曜日及び第３火曜日」を「第１月曜日及び第３月曜日」に改め、同条中第４項を第５項とし、同条第３項中「前２項」を「前３項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「大阪市立弁天町市民学習センター及び」

を削り、同項を同条第３項とし、同条中第１項の次に次の１項を加える。

２　大阪市立阿倍野市民学習センターの休館日は、次のとおりとする。

(1)　毎月第１火曜日及び第３火曜日

(2)　12月28日から翌年１月４日まで

第５条第２項中「前条第３項及び第４項」を「前条第４項及び第５項」に、「同条第３項」を「同条第４項」に、「前２項」を「前３項」に、「同条第４項」を「同条第５項」に、「第４条第３項」を「第４条第４項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第６条、第10条関係）

施設		利用料金			
		午前	午後	夜間	終日
総合生涯学習センター	ギャラリー				6,500円
	視聴覚室	7,200円	11,500円	10,100円	28,800円
	第１会議室	1,800円	2,900円	2,500円	7,200円
	第２会議室	1,800円	2,900円	2,500円	7,200円
	第３会議室	1,800円	2,900円	2,500円	7,200円
	第４会議室	1,800円	2,900円	2,500円	7,200円
	第５会議室	1,800円	2,900円	2,500円	7,200円
	第６会議室	1,800円	2,900円	2,500円	7,200円
	第１研修室	12,000円	19,200円	16,800円	48,000円
	第２研修室	7,200円	11,500円	10,100円	28,800円
	第３研修室	4,200円	6,700円	5,900円	16,800円
	第４研修室	4,200円	6,700円	5,900円	16,800円
	第５研修室	4,200円	6,700円	5,900円	16,800円
	第６研修室	3,000円	4,800円	4,200円	12,000円
	第７研修室	3,000円	4,800円	4,200円	12,000円
	第８研修室	3,000円	4,800円	4,200円	12,000円
	第９研修室	2,800円	4,300円	3,800円	10,900円
阿倍野市民学習センター	講堂	10,800円	17,300円	15,100円	38,900円
	スタジオ	7,600円	12,000円	10,600円	27,200円
	アトリエ	5,000円	7,900円	7,000円	17,900円
	ギャラリー				6,500円
	特別会議室	6,000円	9,600円	8,400円	21,600円
	第１会議室	2,200円	3,400円	3,000円	7,700円
	第２会議室	2,200円	3,400円	3,000円	7,700円
	第３会議室	2,200円	3,400円	3,000円	7,700円
	第４会議室	2,200円	3,400円	3,000円	7,700円
	第１研修室	5,000円	8,000円	7,100円	18,100円
	第２研修室	5,000円	8,000円	7,100円	18,100円

	和室	2,500円	4,000円	3,500円	9,000円
難波市民学習センター	講堂	12,000円	19,200円	16,800円	43,200円
	スタジオ	7,800円	12,500円	10,900円	28,100円
	アトリエ	4,800円	7,700円	6,700円	17,300円
	展示室	4,200円	6,700円	5,900円	15,100円
	第１会議室	2,200円	3,400円	3,000円	7,700円
	第２会議室	2,200円	3,400円	3,000円	7,700円
	第３会議室	2,200円	3,400円	3,000円	7,700円
	第４会議室	2,200円	3,400円	3,000円	7,700円
	第１研修室	4,800円	7,700円	6,700円	17,300円
	第２研修室	4,800円	7,700円	6,700円	17,300円
	第３研修室	3,600円	5,800円	5,000円	13,000円
	第４研修室	3,600円	5,800円	5,000円	13,000円
	和室	3,000円	4,800円	4,200円	10,800円

備考

１　この表において「午前」とは午前９時30分から正午まで、「午後」とは午後１時から午後５時まで、「夜間」とは午後６時から午後９時30分まで、「終日」とは午前９時30分から午後９時30分までをいう。

２　「午前」及び「午後」又は「午後」及び「夜間」に引き続き使用する場合の利用料金の上限額は、それぞれこの表に掲げる金額の合計額とする。

附　則

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の大阪市立生涯学習センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（平25.12.２掲示済）

規　　則

次に掲げる規則を公布する。

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

大阪市規則第185号

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則（平成９年大阪市規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第２中長吉長原東16駐車場の項の次に次のように加える。

長吉長原東第４－37	長吉長原東３丁目

附　則

この規則は、平成25年12月20日から施行する。

大阪市立特別支援学校学則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年12月４日

大阪市教育委員会
委員長　大森不二雄

大阪市教育委員会規則第47号

大阪市立特別支援学校学則の一部を改正する規則

大阪市立特別支援学校学則（平成20年大阪市教育委員会規則第37号）の一部を次のように改正する。

本則中「障がい」を「障害」に改める。

第４条中「受けた」を「受ける」に改める。

第10条中「学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第５条第１項第２号の認定就学者を除く。」を「小学部及び中学部については、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第５条第１項の認定特別支援学校就学者に限る。」に改める。

第11条第１項中「入学は、校長が許可する」を「入学の許可は校長が行う」に改める。

第12条の見出し中「転学」を「転学、転科」に改める。

第12条第１項を次のように改める。

第12条　幼稚部及び高等部の転学、転科、休学及び退学の許可は校長が行う。

第12条第２項中「転学」を「転学、転科」に改め、同条第３項中「その障害の状態の変化により」を「その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（平25.12.４掲示済）

企業管理規程

大阪市交通局嘱託職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年11月29日

大阪市交通局長　藤本　昌信

大阪市交通事業管理規程第66号

大阪市交通局嘱託職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

大阪市交通局嘱託職員の給与等に関する規程（平成25年大阪市交通事業管理規程第36号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「セクシュアル・ハラスメント」を「セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント」に改める。

附　則

この規程は、平成25年12月１日から施行する。

（平25.11.29掲示済）

大阪市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年11月29日

大阪市交通局長　藤本　昌信

大阪市交通事業管理規程第67号

大阪市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成18年大阪市交通事業管理規程第52号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第１号ア(ｱ)中「Ａ」を「Ｓ」に、「500,000円」を「1,000,000円」に改め、同号ア(ｳ)中「500,000円」を「250,000円」に改め、同号ア中(ｳ)を(ｴ)とし、(ｲ)を(ｳ)とし、(ｱ)の次に次のように加える。

(ｲ)　達成度評価の区分がＡである職員　勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額に500,000円を加えた額

第３条第２項第１号アに次のように加える。

(ｵ)　達成度評価の区分がＤである職員　勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額から500,000円を減じた額（その額が０以下になる場合にあっては、０）

第３条第２項第１号イ(ｳ)中「400,000円」を「200,000円」に改め、同号イ

中(ｳ)を(ｴ)とし、(ｲ)を(ｳ)とし、(ｱ)を(ｲ)とし、(ｲ)の前に次のように加える。

(ｱ)　達成度評価の区分がＳである職員　勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額に800,000円を加えた額

第３条第２項第１号イに次のように加える。

(ｵ)　達成度評価の区分がＤである職員　勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額から400,000円を減じた額（その額が０以下になる場合にあっては、０）

第３条第２項第１号ウ(ｳ)中「300,000円」を「150,000円」に改め、同号ウ中(ｳ)を(ｴ)とし、(ｲ)を(ｳ)とし、(ｱ)を(ｲ)とし、(ｲ)の前に次のように加える。

(ｱ)　達成度評価の区分がＳである職員　勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額に600,000円を加えた額

第３条第２項第１号ウに次のように加える。

(ｵ)　達成度評価の区分がＤである職員　勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額から300,000円を減じた額（その額が０以下になる場合にあっては、０）

附　則

この規程は、平成25年12月１日から施行する。

（平25.11.29掲示済）

大阪市水道局総務部営業所の名称、位置及び管轄区域等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年12月13日

大阪市水道局長　　玉　井　得　雄

大阪市水道事業管理規程第20号

大阪市水道局総務部営業所の名称、位置及び管轄区域等に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局総務部営業所の名称、位置及び管轄区域等に関する規程（昭和27年大阪市水道事業管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

第２条の表豊里営業所の項中

「

扇町事務所	北区天神橋３丁目６番26号
北サービスステーション	北区扇町２丁目１番27号
淡路サービスステーション	東淀川区東淡路４丁目15番１―200号
十三サービスステーション	淀川区十三東１丁目18番15号

」

を

「

扇町事務所	北区天神橋３丁目６番26号

淡路サービスステーション	東淀川区東淡路４丁目15番１―200号

」

に改め、同表野田営業所の項中

「

福島サービスステーション	福島区大開１丁目８番１号
此花サービスステーション	此花区西九条５丁目４番25号
歌島サービスステーション	西淀川区御幣島１丁目２番10号

」

を

「

歌島サービスステーション	西淀川区御幣島１丁目２番10号

」

に改め、同表大宮営業所の項中

「

旭サービスステーション	旭区大宮１丁目１番17号
鶴見サービスステーション	鶴見区横堤５丁目４番19号

」

を

「

旭サービスステーション	旭区大宮１丁目１番17号

」

に改め、同表今里営業所の項中

「

東成サービスステーション	東成区大今里西２丁目８番４号
生野サービスステーション	生野区勝山南３丁目１番19号

」

を

「

生野サービスステーション	生野区勝山南３丁目１番19号

」

に改め、同表上本町営業所の項を削り、同表境川営業所の項中

「

西サービスステーション	西区新町４丁目５番14号
大正サービスステーション	大正区千島２丁目７番95号

」

を

「

大正サービスステーション	大正区千島２丁目７番95号

」

に改め、同表田辺営業所の項を削る。

附　則

この規程は、平成26年２月１日から施行する。

告　　示

大阪市告示第1750号

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第１項の規定により、指定法人を指定したので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

名称	主たる事務所の所在地	事業を実施する地区	指定の有効期間
住友電気工業株式会社	大阪市中央区北浜４丁目５番33号	夢洲・咲洲地区	平成25年11月27日～平成27年３月31日

（経済戦略局企業立地部企業立地課）

大阪市告示第1751号

計量法（平成４年法律第51号）第19条及び第21条の規定により特定計量器（取引や証明等に使用するはかり）の定期検査を実施する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

１　特定計量器定期検査実施区域及び検査場所

平成26年　　東住吉区

検査月日	曜日	検査場所	所在地
１月16日	木	白鷺中学校	今川１丁目２番21号
１月17日	金	東田辺小学校	東田辺２丁目14番６号
１月20日	月	矢田東小学校	住道矢田２丁目７番43号
１月21日	火	南百済小学校	湯里１丁目15番40号
１月23日	木	田辺小学校	田辺２丁目３番34号

２　所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日ま

でに大阪市港区田中３丁目１番126号特定非営利活動法人大阪市計量協会(電話06－6577－5884)まで問い合わせされたい。

３　実施する機関

指定定期検査機関　特定非営利活動法人大阪市計量協会

（経済戦略局計量検査所）

大阪市告示第1752号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第４項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から２か月間、大阪市市民局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成25年10月24日
申請書を受理した日	平成25年11月22日
名称	特定非営利活動法人チットチャット
代表者の氏名	森嶋　勉
主たる事務所の所在地	大阪市中央区安堂寺町１丁目３番12号
定款に記載された目的	この法人は、障害者（児）や高齢者などの介護予防を目的とし、生活・福祉・スポーツの環境に着目し、調査・研究・活動し、その環境を整えて、その成果を普及する。

（市民局市民部地域活動課）

大阪市告示第1753号

平成25年11月29日開議の市会本会議の議決を経た予算の要領は、次のとおりである。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

平成25年度大阪市一般会計補正予算

平成25年度大阪市一般会計の補正予算（第３回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 33,400,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,704,760,719千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第２条　市債の追加は、「第２表　市債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

（第　２　部）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
12 繰　入　金		316,655,878	33,400,000	350,055,878
	2 公債費会計繰入金	132,960,000	33,400,000	166,360,000
第　２　部　歳　入　計		453,578,687	33,400,000	486,978,687
歳　入　合　計		1,671,360,719	33,400,000	1,704,760,719

歳　　出

（第　２　部）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
8 土 木 事 業 費		20,988,350	33,400,000	54,388,350
	1 土木施設整備事業費	20,294,850	33,400,000	53,694,850
第　２　部　歳　出　計		381,405,844	33,400,000	414,805,844
歳　出　合　計		1,671,360,719	33,400,000	1,704,760,719

第2表　市　債　補　正

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
	千円	千円			
第三セクター等改革推進資金	0	33,400,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	年9.5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中に未償還額の範囲内において借り替えることができる。

平成25年度大阪市公債費会計補正予算

平成25年度大阪市公債費会計の補正予算（第１回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 33,400,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 865,086,622千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
3公　債　収　入		321,444,000	33,400,000	354,844,000
	1公　債　収　入	321,444,000	33,400,000	354,844,000
歳　　入　　合　　計		831,686,622	33,400,000	865,086,622

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1繰　　出　　金		196,927,000	33,400,000	230,327,000
	1一般会計繰出金	132,960,000	33,400,000	166,360,000
歳　　出　　合　　計		831,686,622	33,400,000	865,086,622

（財政局財務部財務課）

大阪市告示第1754号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

1　担当部局

大阪市財政局税務部管理課（管理グループ）

〒530-8201　大阪市北区中之島１丁目３番20号

電話06-6208-7746

2　入札に付する事項

(1)　役務の名称及び数量　地方税ポータルシステムASPサービス提供業務委託　　長期継続一式

(2)　役務の特質等　　仕様書による。

(3)　履行期限　　平成31年８月31日

(4)　履行場所　　仕様書による。

3　入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を契約管財局契約部契約課業務委託グループ（電話06－4395－7145）に行えば、当該審査を行う。（申請の際には、必ずWTO適用入札に係る申請である旨を告げること）

ただし、平成26年１月８日（水）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること

(2)　大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3)　大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4)　平成25・26年度本市入札参加資格有資格者名簿に業務委託用種目「10：情報処理－01：情報処理」で登録していること

(5)　一般社団法人地方税電子化協議会が定める認定委託先事業者であること

(6)　一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること、若しくはISO/IEC27001：2005、JIS Q 27001：2006の認証を受けていること

4　入札説明書等の交付場所等

(1)　入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先

「１担当部局」に同じ。

(2)　入札説明書等の交付方法

公示の日から平成26年１月８日（水）までの本市の休日を除く毎日、午前９時から午後５時30分（ただし、午後０時15分から午後１時までを除く。）

まで上記１及び大阪市ホームページ（ダウンロード可）において無償により交付する。（http://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku_nyusatsuanken/0-Curr.html）

(3)　仕様書の交付方法

仕様書は本市セキュリティ関係情報を含むため「仕様書に関する誓約書」を「１担当部局」に提出した者にのみ「１担当部局」にて交付する。

なお、「仕様書に関する誓約書」については、「１担当部局」又は大阪市ホームページにおいて無償により交付する。

(4)　入札参加申請書等の受付期間

公示の日から平成26年１月８日（水）までの本市の休日を除く毎日、午前９時から午後５時30分までの間（ただし、午後０時15分から午後１時までを除く。）

(5)　入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

5　契約条項を示す場所

(1)　大阪市ホームページ

（http://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku_nyusatsuanken/0-Curr.html）

(2)　担当部局（１に同じ）

6　入札執行の日時等

(1)　入札書受付期間

平成26年２月21日（金）午前９時30分から午前10時まで

(2)　開札予定日時

平成26年２月21日（金）午前10時

(3)　場所

〒530-8201　大阪市北区中之島１丁目３番20号

大阪市財政局 第５・６会議室（大阪市役所６階南側）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第２項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は平成26年２月20日（木）午後５時までに必着のこと

7　入札保証金等

(1)　入札保証金　　免除

(2)　契約保証金　　要

ただし、契約規則第37条第１項第１号又は第３号に該当する場合は免除する。

(3)　保証人　　不要

(4)　契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

(5)　契約書作成の要否　　要

(6)　落札者の決定方法　　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。

8　入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を上記４(4)入札参加申請書等の受付期間中に提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9　入札の無効

(1)　契約規則第28条第１項の規定に該当する入札は無効とする。

(2)　再入札の場合にあっては、前回最低入札価格以上の価格でした入札は無効とする。

(3)　申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。なお、無効の入札をした者は再度入札に参加することができない。

(4)　開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10　その他

(1)　この契約は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2)　契約締結については、平成26年度予算発効後とする。

(3)　契約締結時には、新消費税率８％での契約となる。

(4)　この契約は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。

(5)　契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(6)　契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(7)　詳細は入札説明書による。

11　Summary

(1)　Nature and quantity of the service

Long-Term Outsourcing of Providing ASP Service for Local Tax Portal Systems

(2)　The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:30 PM,8 January 2014

(3)　The date and time for the submission of tenders:

①　in person: from 9:30AM to 10:00AM, 21 February 2014

② by post: 5:00PM, 20 February 2014

(4) A contact point where tender documents are available:
Administration Department, Tax Division, Finance Bureau, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima, 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL:06-6208-7746

（財政局税務部管理課）

大阪市告示第1755号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

1　担当部局

〒552-0007　大阪市港区弁天１丁目２番１－1300号
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話　06-4395-7161

2　入札に付する事項

(1)　購入物品及び予定数量

①揮発油（レギュラー）スタンド給油分　　1,364,000ℓ
②揮発油（レギュラー）スタンド給油分（水道局）　　356,000ℓ
（計1,720,000ℓ）

ただし、①と②は合併入札により行う。

なお、②については大阪市水道局告示第60号による。

以上、電子入札対象案件とする。

(2)　購入物品の特質等　　入札説明書による。

(3)　納入期間　　平成26年４月１日（火）から 平成28年３月31日（木）まで

（契約日より納入始期までの間は準備期間とする）

(4)　納入方法及び納入場所　　入札説明書による。

3　入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（１に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成26年１月６日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること

(2)　大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3)　大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4)　平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「33:石油類」で登録していること

(5)　石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年12月27日法律第96号）の規定に基づく石油販売業の届出をしている者又は届出をしている者と提携していること

(6)　当該購入物品について、給油カードの発行実績を有すること

(7)　当該購入物品の供給が可能な給油店が、大阪市内１行政区に１ヵ所以上あること。また、当該区に給油店がない場合は、当該区に所在する全ての事業所の半径2.5km以内に利用可能な給油店があること。いずれも系列は問わない。（ＰＯＳシステム未配備給油店及び給油専用カードによる給油拒否等、各給油店事情により給油できない給油店を除く）

4　入札説明書等の交付場所等

(1)　入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先　　大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（１に同じ）

(2)　入札説明書等の交付方法　　公告の日から平成26年１月６日（月）まで無償により交付する。

(3)　入札参加申請書等の受付期間　　公告の日から平成26年１月６日（月）午後５時まで

(4)　入札参加申請書等の受付場所　　入札説明書による。

5　入札執行の日時等

(1)　電子入札による場合

①　入札書受付期間　　平成26年２月12日（水）から同月13日（木）までの午前９時から午後５時まで

②　開札予定日時　　平成26年２月14日（金）午前11時30分

③　場所　　システム上とする。

(2)　紙入札による場合

①　入札書受付期間　　平成26年２月14日（金）午前11時から午前11時30分まで

②　開札予定日時　　平成26年２月14日（金）午前11時30分

③　場所　　大阪市契約管財局入札室（１に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第２項に規定する郵便等による入札の場合は平成26年２月13日（木）午後５時までに必着のこと

6　入札保証金等

(1)　入札保証金　　免除

(2)　契約保証金　　要

ただし、契約規則第37条第１項の規定に該当する場合は免除する。

(3)　保証人　　不要

(4)　契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

(5)　契約書作成の要否　　要

(6)　落札者の決定方法　　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7　入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成26年１月６日（月）午後５時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8　入札の無効

契約規則第28条第１項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9　その他

(1)　この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2)　落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3)　契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4)　平成26年４月１日以降、新消費税率８％の適用により課されることとなる消費税額分については、契約金額の変更を行う。

(5)　この契約は単価を定める基本契約であり、予算の執行に関しては、納入時に発行される納品書を本市が確認したことにより発生する。

(6)　契約締結後、揮発油税等の税額が改定された場合、契約条項に基づき契約変更を行う。

(7)　詳細は入札説明書による。

10　Summary

(1)　Nature and estimated quantity of the products to be purchased:

①　Gasoline(regular) Amount supplied at Gas Stations　1,364,000ℓ

②　Gasoline(regular) Amount supplied at Gas Stations (Waterworks Bureau)　356,000ℓ

(2)　The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 6 January 2014

(3) The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM,12 February 2014 to 5:00PM,13 February 2014

② in person: from 11:00AM to 11:30AM,14 February 2014

③ by post: 5:00PM,13 February 2014

(4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

（契約管財局契約部契約課）

大阪市告示第1756号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

1　担当部局

〒552-0007　大阪市港区弁天１丁目２番１－1300号
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話　06-4395-7161

2　入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

軽油　　スタンド給油分　　346,000ℓ

（電子入札対象案件）

(2) 購入物品の特質等　　入札説明書による。

(3) 納入期間　　平成26年４月１日（火）から 平成28年３月31日（木）まで（契約日より納入始期までの間は準備期間とする）

(4) 納入方法及び納入場所　　入札説明書による。

3　入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（１に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成26年１月６日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3)　大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4)　平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「33:石油類」で登録していること

(5)　石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年12月27日法律第96号）の規定に基づく石油販売業の届出をしている者又は届出をしている者と提携していること

(6)　当該購入物品について、給油カードの発行実績を有すること

(7)　当該購入物品の供給が可能な給油店が、大阪市内１行政区に１ヵ所以上あること。また、当該区に給油店がない場合は、当該区に所在する全ての事業所の半径2.5km以内に利用可能な給油店があること。いずれも系列は問わない。（ＰＯＳシステム未配備給油店及び給油専用カードによる給油拒否等、各給油店事情により給油できない給油店を除く）

４　入札説明書等の交付場所等

(1)　入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先　　大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（１に同じ）

(2)　入札説明書等の交付方法　　公告の日から平成26年１月６日（月）まで無償により交付する。

(3)　入札参加申請書等の受付期間　　公告の日から平成26年１月６日（月）午後５時まで

(4)　入札参加申請書等の受付場所　　入札説明書による。

５　入札執行の日時等

(1)　電子入札による場合

①　入札書受付期間　　平成26年２月12日（水）から同月13日（木）までの午前９時から午後５時まで

②　開札予定日時　　平成26年２月14日（金）午前11時30分

③　場所　　システム上とする。

(2)　紙入札による場合

①　入札書受付期間　　平成26年２月14日（金）午前11時から午前11時30分まで

②　開札予定日時　　平成26年２月14日（金）午前11時30分

③　場所　　大阪市契約管財局入札室（１に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第２項に規定する郵便等による入札の場合は平成26年２月13日（木）午後５時までに必着のこと

６　入札保証金等

(1)　入札保証金　　免除

(2)　契約保証金　　要

ただし、契約規則第37条第１項の規定に該当する場合は免除する。

(3)　保証人　　不要

(4)　契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

(5)　契約書作成の要否　　要

(6)　落札者の決定方法　　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7　入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成26年１月６日（月）午後５時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8　入札の無効

契約規則第28条第１項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9　その他

(1)　この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2)　落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3)　契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4)　この契約は単価を定める基本契約であり、予算の執行に関しては、納入時に発行される納品書を本市が確認したことにより発生する。

(5)　平成26年４月１日以降、新消費税率８％の適用により課されることとなる消費税額分については、契約金額の変更を行う。

(6)　契約締結後に軽油引取税額が改定された場合、契約条項に基づき契約変更を行う。

(7)　詳細は入札説明書による。

10　Summary

(1)　Nature and estimated quantity of the products to be purchased:

Gas oil Amount supplied at Gas Stations　　346,000ℓ

(2)　The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM,6 January 2014

(3)　The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM,12 February 2014 to 5:00PM,13 February 2014
② in person: from 11:00AM to 11:30AM,14 February 2014
③ by post: 5:00PM,13 February 2014

(4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

（契約管財局契約部契約課）

大阪市告示第1757号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第２項の規定による検査の結果適合していたので、同条第３項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

１　許可番号
平成25年８月１日　　大阪市指令都計（開）第31号

２　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市平野区加美東３丁目15番１の一部

３　許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府岸和田市土生町１丁目４番23号
フジ住宅株式会社
代表取締役　宮脇　宣綱

４　新たに設置された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘　　要
	幅員（管径）	延長			
道路	5.000m	32.110m	開発者	開発者	すみ切り２ヵ所含む
道路	5.000m	32.120m	開発者	開発者	すみ切り２ヵ所含む
下水道	D=150mm	23.100m	大阪市	―	水ますⅠ型インバート付 10ヵ所　新設工
下水道	―	―	大阪市	―	水ますⅠ型インバート付 ４ヵ所　新設工

公園	―	―	開発者	開発者	121.33 ㎡

5　廃止された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘　　要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	12.300m	大阪市	―	集水ますⅠ型　6ヵ所撤去工
下水道	―	―	大阪市	―	集水ますⅠ型　5ヵ所撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第1758号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第２項の規定による検査の結果適合していたので、同条第３項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

1　許可番号

平成25年８月22日　　大阪市指令都計（開）第36号

2　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市東淀川区西淡路５丁目360番２

3　許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区中之島４丁目３番25号フジヒサFJ中之島ビル

株式会社フジヒサFJ

代表取締役　久保　進

4　新たに設置された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘　　要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	30.000m	開発者	開発者	
下水道	D=150mm	7.900m	大阪市	－	集水ますⅠ型インバート付　1ヵ所新設工

5　廃止された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘　　要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=300mm	1.300m	大阪市	－	第４種マンホール １ヵ所　撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第1759号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第２項の規定による検査の結果適合していたので、同条第３項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

1　許可番号

平成25年８月27日　　大阪市指令都計（開）第 38 号

2　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市生野区巽南３丁目319番１の一部、319番４、319番５、319番16の一部

3　許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府茨木市真砂１丁目２番11号

株式会社不動産センター

代表取締役　尾山　聰

4　新たに設置された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘　　要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	39.956m	開発者	開発者	すみ切り２ヵ所含む
道路	4.000m	6.000m	開発者	開発者	転回広場 すみ切り１ヵ所含む
道路	4.000m	6.000m	開発者	開発者	転回広場 すみ切り１ヵ所含む

下水道	D=200mm	3.970m	大阪市	―	0号マンホール インバート付　1ヵ所 新設工
下水道	―	―	大阪市	―	集水ますⅠ型 インバート付　1ヵ所 新設工

5　廃止された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	3.130m	大阪市	―	集水ますⅠ型　1ヵ所 撤去工
下水道	―	―	大阪市	―	集水ますⅠ型 インバート付　1ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第1760号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

指定年月日及び指令番号

平成25年11月25日　　大阪市指令都計建企　第1043号

地名	地番	道路幅員	道路延長	摘要
阿倍野区 丸山通２丁目	 30番１の一部 30番２の一部	m 4.00	m 26.23	 袋路状道路

（都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市告示第1761号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

指定年月日及び指令番号

平成25年11月25日　　大阪市指令都計建企　第1045号

地　　名	地　　番	道路幅員	道路延長	摘　　要
住吉区		m	m	
上住吉２丁目	199番１の一部	4.10	19.19	袋路状道路
	199番３の一部			
	199番６の一部			

（都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市告示第1762号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第３号の規定に基づく次の道路について、大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）第５条の規定により廃止を承認した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

廃止承認年月日及び指令番号

平成25年11月25日　　大阪市指令都計建企　第1044号

地　　名	地　　番	道路幅員	道路延長	摘　　要
住吉区		m	m	
東粉浜１丁目	51番１の一部	4.01	8.77	

（都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市告示第1763号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第２項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第６項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一

般の縦覧に供する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

・認定年月日及び認定番号

平成25年11月28日　第374号

・認定区域の名称

大阪市営瓜破東住宅

・認定区域の位置

大阪市平野区瓜破東２丁目789番　ほか31筆

（都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市告示第1764号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づき、大阪市立姫島こども園について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立児童発達支援センター条例（平成17年大阪市条例第126号）第17条の規定に基づき公告する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

１　施設の名称

大阪市立姫島こども園

２　指定管理者

大阪市東淀川区小松１丁目14番12号

社会福祉法人　水仙福祉会

３　指定の期間

平成26年４月１日から平成28年３月31日まで

（福祉局障がい者施策部障がい福祉課）

大阪市告示第1765号

次の施設について、大阪市立児童発達支援センター条例（平成17年大阪市条例第126号）第３条第３項の規定により、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第４項の規定により告示する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

１　臨時開館

施設名	月日	供用時間
大阪市立姫島こども園	平成25年12月15日（日）	午前９時から午後５時まで

２　臨時休館

施設名	月日
大阪市立姫島こども園	平成25年12月16日（月）

（福祉局障がい者施策部障がい福祉課）

大阪市告示第1766号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項の規定により、次のとおり医師を指定する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

①医師名　②医療機関名称　③所在地　④担当する障害の種類　⑤指定年月日

①町田　智彦　②加納総合病院　③北区天神橋７－５－15　④ぼうこう又は直腸機能障がい　⑤平成25年11月１日

①三吉　範克　②大阪府立成人病センター　③東成区中道１－３－３　④ぼうこう又は直腸機能障がい　⑤平成25年11月１日

①庄司　剛　②北野病院　③北区扇町２－４－20　④呼吸器機能障がい　⑤平成25年11月１日

①能浦　真吾　②大阪府立成人病センター　③東成区中道１－３－３　④ぼうこう又は直腸機能障がい　⑤平成25年11月１日

①松田　理　②大阪医療センター　③中央区法円坂２－１－14　④視覚障がい　⑤平成25年11月１日

①數尾　久美子　②大阪医療センター　③中央区法円坂２－１－14　④視覚障がい　⑤平成25年11月１日

①玄　富翰　②大阪医療センター　③中央区法円坂２－１－14　④肢体不自由　⑤平成25年11月１日

①西原　正人　②淀川キリスト教病院　③東淀川区柴島１－７－50　④呼吸器機能障がい　⑤平成25年11月１日

①越智　亮介　②淀川キリスト教病院　③東淀川区柴島１－７－50　④視覚障がい　⑤平成25年11月１日

①中澤　和智　②加納総合病院　③北区天神橋７－５－15　④音声・言語・そしゃく機能障がい　⑤平成25年11月１日

①江口　典孝　②大阪府済生会泉尾病院　③大正区北村３－４－５　④呼吸器機能障がい　⑤平成25年11月１日

①福田　宏美　②大阪市立総合医療センター　③都島区都島本通２－13－22　④視覚障がい　⑤平成25年11月１日

①清水　久雄　②大阪市立総合医療センター　③都島区都島本通２－13－22　④視覚障がい　⑤平成25年11月１日

①宮保　浩子　②大阪市立総合医療センター　③都島区都島本通２－13－22

④視覚障がい　⑤平成25年11月１日
①呉　雯蓮　②淀川キリスト教病院　③東淀川区柴島１－７－50　④視覚障がい　⑤平成25年11月１日
①安永　豊　②大阪船員保険病院　③港区築港１－８－30　④ぼうこう又は直腸機能障がい　⑤平成25年10月１日
①有本　裕一　②大野記念病院　③西区南堀江１－26－10　④ぼうこう又は直腸機能障がい　⑤平成25年10月１日
①岸本　武利　②トキワクリニック　③阿倍野区阿倍野筋１－３－15　阿倍野共同ビル　④腎臓機能障がい、ぼうこう又は直腸機能障がい　⑤平成25年11月１日

（大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課）

大阪市告示第1767号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

１　指定する形質変更時要届出区域

別図のとおり

（大阪市茶屋町地区土地区画整理事業　街区番号１　画地番号③、④、⑤）

２　土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第１項の基準に適合しない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

別図

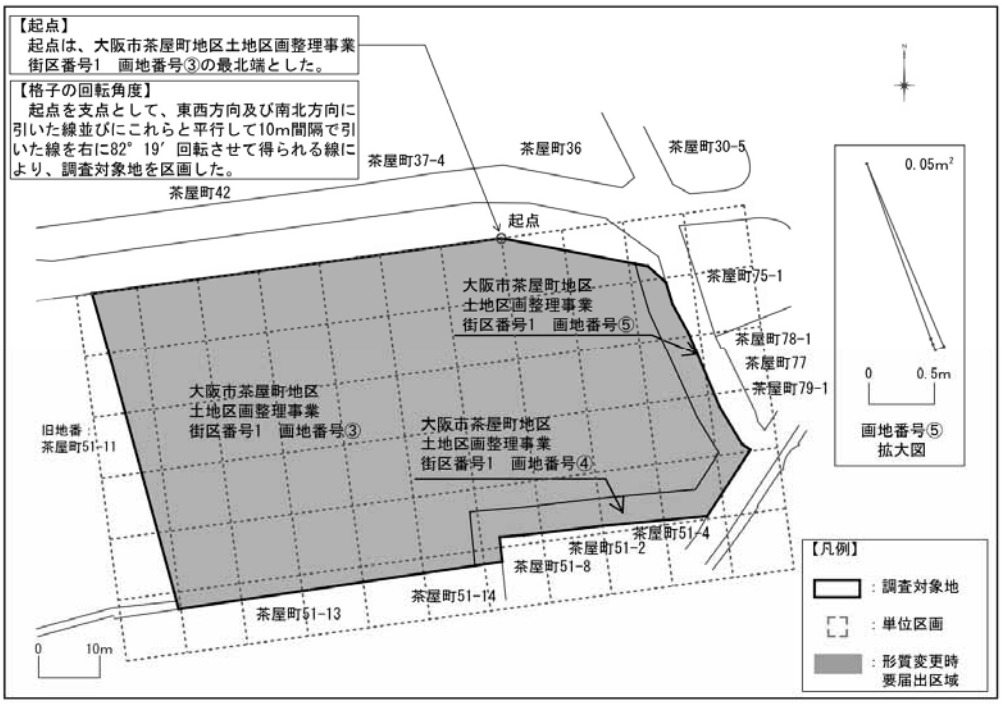

（環境局環境管理部環境管理課）

大阪市告示第1768号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第２項の規定に基づき、平成25年大阪市告示第1032号で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の一部の指定を解除する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

１　指定を一部解除する形質変更時要届出区域

別図のとおり

（大阪市城東区関目四丁目27番５の一部）

２　土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第１項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称

砒素及びその化合物

３　土壌汚染対策法施行規則第31条第２項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

別　　図

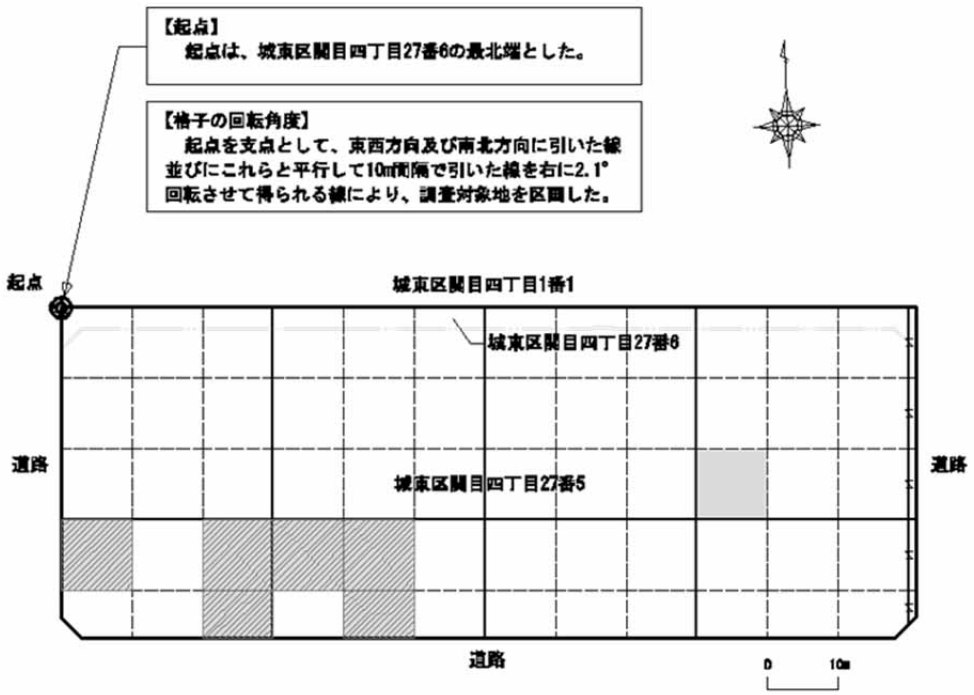

【凡　例】

：地番境界線

：単位区画

：形質変更時要届出区域

：今回解除する形質変更時要届出区域

（環境局環境管理部環境管理課）

大阪市告示第1769号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第３項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成25年12月27日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路線名	除却実施場所	物　件
西成区第374号線	西成区南津守5丁目1番先	ドラム缶

（建設局管理部路政課）

大阪市告示第1770号

平成22年大阪市告示第284号（大阪市立駐車場の入庫及び出庫の受付日及び受付時間並びに利用料金の額の承認）の一部を次のように改正する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

1　「2　大阪市立駐車場の利用料金　(1) 自動二輪車を除く自動車の一時駐車料金」の表中、宮原地下駐車場の項を次のように改める。

区分	時間帯	一時駐車料金の額		
		受付時間内	受付時間外	上限料金
宮原地下駐車場	午前0時30分から午前6時まで	―	60分までごとに100円	入庫後駐車時間24時間までごとに2,000円
	午前6時から翌日午前0時30分まで	総駐車時間25分までごとに200円	―	

2　実施年月日　　平成25年12月17日から

3　その他

この告示の実施の際、現に大阪市立駐車場に自動車を駐車している者は、当該駐車に係る駐車時間のうち実施日前の部分については、この告示による改正前の平成22年大阪市告示第284号の規定による利用料金を出庫の際支払わなければならない。また合わせて、当該駐車に係る駐車時間のうち実施日以後の部分については、改正後の平成22年大阪市告示第284号の規定による利用料金を出庫の際支払わなければならない。

（建設局管理部管理課）

大阪市告示第1771号

次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第4項の規定に基づき、告示する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

道路の種類	路線名	区間
市道	工業学校表通線	北区茶屋町２番38号　から 北区茶屋町２番32号　まで

（建設局道路部道路課）

大阪市告示第1772号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第８項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の２第３項の規定に基づき告示する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

金融機関名	店舗名		所在地	変更日
京都銀行	山崎支店	変更前	〒618-0014 大阪府三島郡島本町水無瀬１丁目18番３号	平成26年１月20日
		変更後	〒618-0014 大阪府三島郡島本町水無瀬１丁目16番11号	

（会計室会計管理担当）

大阪市告示第1773号

次の施設について、大阪市立防災センター条例（昭和56年大阪市条例第43号）第４条第２項の規定により、次のとおり休館日の変更を承認したので、同条第３項の規定により告示する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

施設名	変更内容
大阪市立阿倍野防災センター	平成26年１月15日　開館

（消防局予防部予防課）

大阪市(消)告示第57号

消防法（昭和23年法律第186号）第５条の３第１項の規定により命令を行ったので、同条第５項の規定により準用する同法第５条第３項の規定により、次

のとおり告示する。

平成25年12月13日

大阪市消防長　　千　福　好　伸

1　防火対象物の所在地

大阪市北区堂山町７番21号　壱番館４階

2　防火対象物の名称

やんちゃな子猫堂山店

3　命令を受けた者の氏名

店長　谷川　大地

4　命令事項

即時に、４階廊下の観葉植物１鉢、椅子７脚、ダンボール箱４個、テレビ１台その他の物件を除去すること

5　命令年月日

平成25年11月20日

（消防局予防部予防課）

大阪市交通局告示第65号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年12月13日

大阪市交通局長　藤本　昌信

1　担当部局

〒550-8552　大阪市西区九条南１丁目12番62号　大阪市交通局庁舎３階

大阪市交通局事業管理本部総務部調達課

電話　06-6585-6252

2　入札に付する事項

(1)　役務の名称及び数量

ア　守口営業所自動車整備業務委託（概算契約）　　98両

イ　中津営業所自動車整備業務委託（概算契約）　　85両

ウ　住吉営業所自動車整備業務委託（概算契約）　　82両

（以上、電子入札対象案件とする。）

(2)　役務の特質等　　入札説明書による。

(3)　履行期間　　平成26年４月１日から平成27年３月31日まで

(4)　履行場所　　入札説明書による。

3　入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（１に同じ）に

行えば、当該審査を行う。ただし、平成26年１月10日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること

(2)　大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3)　大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4)　平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「02 機械等施設点検・運転操作（プラント設備等に係るものを含む。） 01 施設保守点検整備」、「13 その他代行 26 その他」、物品種目「35 自動車販売」又は「37 自動車修理」のいずれかで登録していること

(5)　道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に定める車検整備において旅客運送事業用乗合自動車（事業用バス）に係る同法第48条に定める12か月毎定期点検整備及び同法第62条に定める継続検査を実施した実績を有していること（実績については平成23年度以降のものに限る。）

(6)　指定自動車整備工場を所有していること

４　入札説明書等の交付場所等

(1)　入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（１に同じ）

(2)　入札説明書等の交付方法

公示日から平成26年１月10日（金）午後５時まで無償により交付する。（ただし、本市の休日を除く。）

(3)　入札参加申請書等の受付期間

公示日から平成26年１月10日（金）午後５時まで（ただし、本市の休日を除く。）

(4)　入札参加申請書等の受付場所　　入札説明書による。

５　入札執行の日時等

(1)　電子入札による場合

ア　入札書受付期間

平成26年２月24日（月）及び同月25日（火）午前９時から午後５時まで

イ　開札予定日時　　平成26年２月26日（水）午前11時30分

ウ　場所　　システム上

(2)　紙入札による場合

ア　入札書受付期間

平成26年２月26日（水）午前11時から午前11時30分まで

イ　開札予定日時　　平成26年２月26日（水）午前11時30分

ウ　場所　　大阪市交通局事業管理本部総務部調達課入札室

ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第４号。以下「契約規程」という。）第21条第３項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合、平成26年２月25日（火）午後５時までに必着のこと

6　入札保証金等

(1)　入札保証金　　免除

(2)　契約保証金　　要

ただし、契約規程第36条第１項の規定に該当する場合は、免除する。

(3)　保証人　　不要

(4)　契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

(5)　契約書作成の要否　　要

(6)　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7　入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成26年１月10日（金）午後５時までに、受付場所に持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8　入札の無効

契約規程第24条第１項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加者申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者の行った入札とみなし無効とする。

9　その他

(1)　この調達は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2)　契約の締結は、平成26年度予算が発効したときとする。

(3)　本契約は概算契約であり、契約金額の確定は、納入期限において実納入数量に契約時の単価を乗じて行うものとする。

(4)　落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(5)　契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(6)　契約締結時には、新消費税率８％での契約とする。

(7)　詳細は入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

① Maintenance service of bus at Moriguchi office (contract by estimate) 98 cars

② Maintenance service of bus at Nakatsu office (contract by estimate) 85 cars

③ Maintenance service of bus at Sumiyoshi office (contract by estimate) 82 cars

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 10 January 2014

(3) The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 24 February 2014 to 5:00PM, 25 February 2014

② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 26 February 2014

③ by post: 5:00PM, 25 February 2014

(4) A contact point where tender documents are available:
General Affairs Division, Osaka Municipal Transportation Bureau, The City of Osaka 12-62, Kujominami 1-chome, Nishi-ku, Osaka 550-8552, TEL 06-6585-6252

（交通局事業管理本部総務部調達課）

大阪市交通局告示第66号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年12月13日

大阪市交通局長　藤本　昌信

1　担当部局

〒550-8552　大阪市西区九条南１丁目12番62号　大阪市交通局庁舎３階
大阪市交通局事業管理本部総務部調達課
電話　06-6585-6252

2　入札に付する事項

(1)　役務の名称及び数量

大阪市交通局自動車部営業所及び操車場等清掃業務委託　　一式

（電子入札対象案件とする。）

(2)　役務の特質等　　入札説明書による。

(3)　履行期間　　平成26年４月１日から平成27年３月31日まで

(4)　履行場所　　入札説明書による。

3　入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（１に同じ）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成26年１月10日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること

(2)　大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3)　大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4)　平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01 建物等各種施設管理 01建物等清掃」で登録していること

(5)　平成16年以降、履行期間が１年以上かつ１契約あたりの日常清掃（週１回以上行う清掃）対象面積が2,000㎡以上の施設（ビル等）日常清掃を行った元請としての契約履行実績を有すること。ただし、履行中のものを除く。

(6)　現場責任者及び副現場責任者を選任し、管理・連絡体制を整え、契約締結後、速やかに関係書類を提出することを誓約できること

４　入札説明書等の交付場所等

(1)　入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（１に同じ）

(2)　入札説明書等の交付方法

公示日から平成26年１月10日（金）午後５時まで無償により交付する。（ただし、本市の休日を除く。）

(3)　入札参加申請書等の受付期間

公示日から平成26年１月10日（金）午後５時まで（ただし、本市の休日を除く。）

(4)　入札参加申請書等の受付場所　　入札説明書による。

５　入札執行の日時等

(1)　電子入札による場合

ア　入札書受付期間

平成26年２月24日（月）及び同月25日（火）午前９時から午後５時まで

イ　開札予定日時　　平成26年２月26日（水）午後２時30分

ウ　場所　　システム上

(2)　紙入札による場合

ア　入札書受付期間

平成26年２月26日（水）午後２時から午後２時30分まで

イ　開札予定日時　　平成26年２月26日（水）午後２時30分

ウ　場所　　大阪市交通局事業管理本部総務部調達課入札室

ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第４号。以下「契約規程」という。）第21条第３項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合、平成26年２月25日（火）午後５時までに必着のこと

6　入札保証金等

(1)　入札保証金　　免除

(2)　契約保証金　　要

ただし、契約規程第36条第１項の規定に該当する場合は、免除する。

(3)　保証人　　不要

(4)　契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

(5)　契約書作成の要否　　要

(6)　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7　入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成26年１月10日（金）午後５時までに、受付場所に持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8　入札の無効

契約規程第24条第１項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加者申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者の行った入札とみなし無効とする。

9　その他

(1)　この調達は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2)　契約の締結は、平成26年度予算が発効したときとする。

(3)　落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(4)　契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(5)　契約締結時には、新消費税率８％での契約とする。

(6)　詳細は入札説明書による。

10　Summary

(1)　Nature and quantity of the services to be required:

Cleaning for City bus facilities, for garage and other operation field for the bus service division, Osaka municipal transportation bureau

(2)　The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 10 January 2014

(3)　The date and time for the submission of tenders:

①　on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 24 February 2014 to 5:00PM, 25 February 2014

②　in person: from 2:00PM to 2:30PM, 26 February 2014

③　by post: 5:00PM, 25 February 2014

(4)　A contact point where tender documents are available:

General Affairs Division, Osaka Municipal Transportation Bureau, The City of Osaka 12-62, Kujominami 1-chome, Nishi-ku, Osaka 550-8552, TEL 06-6585-6252

（交通局事業管理本部総務部調達課）

大阪市水道局告示第60号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成25年12月13日

大阪市水道局長　玉　井　得　雄

1　担当部局

〒552-0007　大阪市港区弁天１丁目２番１－1300号
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話　06-4395-7161

2　入札に付する事項

(1)　購入物品及び予定数量

①揮発油（レギュラー）スタンド給油分　1,364,000ℓ

②揮発油（レギュラー）スタンド給油分（水道局）　356,000ℓ

（計1,720,000ℓ）

ただし、①と②は合併入札により行う。

なお、①については大阪市告示第1755号による。

以上、電子入札対象案件とする。

(2)　購入物品の特質等　　入札説明書による。

(3)　納入期間　　平成26年４月１日（火）から 平成28年３月31日（木）まで

（契約日より納入始期までの間は準備期間とする）

(4)　納入方法及び納入場所　　入札説明書による。

3　入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成26年1月6日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2)　大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3)　大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4)　平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「33:石油類」で登録していること

(5)　石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年12月27日法律第96号）の規定に基づく石油販売業の届出をしている者又は届出をしている者と提携していること

(6)　当該購入物品について、給油カードの発行実績を有すること

(7)　当該購入物品の供給が可能な給油店が、大阪市内1行政区に1ヵ所以上あること。また、当該区に給油店がない場合は、当該区に所在する全ての事業所の半径2.5km以内に利用可能な給油店があること。いずれも系列は問わない。（ＰＯＳシステム未配備給油店及び給油専用カードによる給油拒否等、各給油店事情により給油できない給油店を除く）

4　入札説明書等の交付場所等

(1)　入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先　　大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）

(2)　入札説明書等の交付方法　　公告の日から平成26年1月6日（月）まで無償により交付する。

(3)　入札参加申請書等の受付期間　　公告の日から平成26年1月6日（月）午後5時まで

(4)　入札参加申請書等の受付場所　　入札説明書による。

5　契約条項を示す場所

〒559－8558　大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル ITM棟9階
水道局総務部管財課　電話　06-6616-5462

6　入札執行の日時等

(1)　電子入札による場合

①　入札書受付期間　　平成26年2月12日（水）から同月13日（木）まで

の午前９時から午後５時まで

②　開札予定日時　　平成26年２月14日（金）午前11時30分

③　場所　　システム上とする。

(2)　紙入札による場合

①　入札書受付期間　　平成26年２月14日（金）午前11時から午前11時30分まで

②　開札予定日時　　平成26年２月14日（金）午前11時30分

③　場所　　大阪市契約管財局入札室（１に同じ）

ただし、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第７号。以下「契約規程」という。）第23条第２項に規定する郵便等による入札の場合は平成26年２月13日（木）午後５時までに必着のこと

7　入札保証金等

(1)　入札保証金　　免除

(2)　契約保証金　　要

ただし、契約規程第34条第１項の規定に該当する場合は免除する。

(3)　保証人　　不要

(4)　契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

(5)　契約書作成の要否　　要

(6)　落札者の決定方法　　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8　入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成26年１月６日（月）午後５時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9　入札の無効

契約規程第26条第１項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10　その他

(1)　この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2)　落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3)　契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排

除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4)　平成26年４月１日以降、新消費税率８％の適用により課されることとなる消費税額分については、契約金額の変更を行う。

(5)　この契約は単価を定める基本契約であり、予算の執行に関しては、納入時に発行される納品書を本市が確認したことにより発生する。

(6)　契約締結後、揮発油税等の税額が改定された場合、契約条項に基づき契約変更を行う。

(7)　詳細は入札説明書による。

11　Summary

(1)　Nature and estimated quantity of the products to be purchased:

①　Gasoline(regular) Amount supplied at Gas Stations　1,364,000ℓ

②　Gasoline(regular) Amount supplied at Gas Stations (Waterworks Bureau)　356,000ℓ

(2)　The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM,6 January 2014

(3)　The date and time for the submission of tenders:

①　on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM,12 February 2014 to 5:00PM,13 February 2014

②　in person: from 11:00AM to 11:30AM,14 February 2014

③　by post: 5:00PM,13 February 2014

(4)　A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

（水道局総務部管財課）

大阪市水道局告示第61号

次のとおり落札者等について公示する。

平成25年12月13日

大阪市水道局長　玉　井　得　雄

［掲載順序］

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法　②契約方式　③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日）　④落札者（随意契約の場合は契約相手方）　⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額）　⑥入札公告日又は公示日　⑦随意契約の場合はその理由

◎水道局総務部管財課（大阪市住之江区南港北２丁目１番10号）

①粒状活性炭（柴島浄水場）　買入　1112.16㎡　②一般　③25.10.11　④㈱トーケミ　大阪市淀川区田川北１－12－11　⑤324,639,504円　⑥25．８．９
①粒状活性炭（庭窪浄水場）　買入　736.47㎡　②一般　③25.10.11　④日水産業㈱　関西事業所　大阪府堺市中区伏尾４　⑤207,242,658円　⑥25．８．９
①粒状活性炭（豊野浄水場）　買入　460.32㎡　②一般　③25.10.11　④㈱トーケミ　大阪市淀川区田川北１－12－11　⑤124,700,688円　⑥25．８．９

（水道局総務部管財課）

公　　告

大阪市公告第154号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

１　契約担当

〒559-0034　大阪市住之江区南港北２丁目１番10号
ＡＴＣビル　ＩＴＭ棟６階
大阪市建設局総務部経理課
電話06－6615－7540

２　入札に付すべき事項

物件番号	売払物品	数量
①	安田ほか２自転車保管所古自転車等－16	３山
②	南港ほか３自転車保管所古自転車等－16	４山

３　下見日時及び保管場所

	下見日時		保管場所	所在地
①	平成26年１月８日（水）	午前10時から午後５時まで	安田自転車保管所	鶴見区安田２丁目５番16号
			大宮自転車保管所	旭区大宮１丁目１番32号
			長吉北自転車保管所	平野区長吉出戸８丁目３番先
②	平成26年１月８日（水）	午前10時から午後５時まで	南港自転車保管所	住之江区南港東５丁目３番41号
			西島自転車保管所	西淀川区西島１丁目２番付近

			新木津川大橋自転車保管所	住之江区柴谷１丁目２番付近
			南港東自転車保管所	住之江区南港東２丁目４番付近

※　下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局管理部自転車対策課　　電話　06－6615－6684
ＦＡＸ　06－6615－6577

4　入札参加資格

(1)　平成24・25年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成26年１月７日（火）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア　物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ　使用印鑑届（本市様式）

ウ　物品売払入札参加承認証（本市様式）

※　平成24・25年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/）の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成24・25年度申請書」からダウンロードすること

エ　法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ　法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書
個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

※　エ、オについては、発行後３ヶ月以内のもの

(2)　古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

5　入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1)　受付期間　　本公告の日から平成26年１月７日（火）午後５時30分までの本市の休日を除く午前９時から午後５時30分まで
（午後０時15分から午後１時までを除く。）

(2)　受付場所　　上記１に同じ

6　入札参加資格の審査等

(1)　５の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、４にある承認証等を確認することによるので、持参すること

(2)　物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者

以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17(2)にある本人確認書類を必ず持参すること。

7　仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記１においても無償で交付する。

8　契約条項を示す場所

上記１に同じ

9　入札保証金

免除

10　契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付することただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11　入札執行場所

ＡＴＣビルＩＴＭ棟　６階　大阪市建設局入札室

12　入札執行日時

①　平成26年１月９日（木）　午前10時

②　平成26年１月９日（木）　午前10時30分

13　入札の方法

(1)　入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

(2)　物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

14　入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に該当する者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15　入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第１項各号のいずれかに該当する入札

（注１）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16　落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が入札日当日中に契約保証金を納付したことを証する書類（契約代金納付期限が入札日当日の場合は契約代金を納付したことを証する書類）を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

17　契約の決定、決定の無効

(1)　落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第２項に該当するとして、契約の締結は行わない。

(2)　本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア　下記書類を１点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第４項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード

イ　下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

18　その他

(1)　10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第３項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

また、契約代金を代金納付期限までに納付しなかった場合は、大阪市契約規則第32条第３項の契約締結の手続きを怠ったとして落札の決定を無効とし、次順位の者と契約締結の手続きを行うものとする。

(2)　落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(3)　落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(4)　落札者が、契約代金を代金納付期限までに納付しなかった場合、大阪市契約規則第32条第３項の契約締結の手続きを怠ったとみなして、落札の決定を無効とし、次順位の者と契約締結を行うものとする。

（建設局総務部経理課）

大阪市公告第155号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

1　契約担当

〒559-0034　大阪市住之江区南港北２丁目１番10号
ＡＴＣビル　ＩＴＭ棟　６階
大阪市建設局総務部経理課
電話06－6615－7540

2　入札に付すべき事項

金属くず等　１山

3　下見日時及び保管場所

下見日時		保管場所	所在地
平成26年１月10日（金）	午前９時30分から午前11時30分まで	河川・渡船管理事務所敷地内	大阪市浪速区幸町３丁目

4　入札参加資格

平成24・25年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成26年１月９日（木）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア　物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ　使用印鑑届（本市様式）

ウ　物品売払入札参加承認証（本市様式）

※　平成24・25年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/）の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成24・25年度申請書」からダウンロードすること。

エ　法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ　法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書
個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

※　エ、オについては、発行後３ヶ月以内のもの

5　入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1)　受付期間　本公告の日から平成26年１月９日（木）午後５時30分までの本市の休日を除く午前９時から午後５時30分まで（午後０時15分から午後１時までを除く）

(2)　受付場所　上記１に同じ

6　入札参加資格の審査等

５の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入

札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、４にある承認証を確認することによるので、持参すること。

７　仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記１においても無償で交付する。

８　契約条項を示す場所

上記１に同じ

９　入札保証金

免除

10　契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付することただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11　入札執行場所

ＡＴＣビルＩＴＭ棟　６階　大阪市建設局入札室

12　入札執行日時

平成26年１月14日（火）　午前10時

13　入札の方法

入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

14　入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に該当する者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15　入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則18号）第28条第１項各号のいずれかに該当する入札

（注１）入札に参加しようとする者は、下見日時及び保管場所の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

（注２）転売目的の場合、古物営業許可もしくは、金属くず営業許可を持たない者のした入札は無効とする。

（注３）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16　落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が、指定期限（入札日当日）までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

17　その他

(1)　契約締結時において、４の承認を受けている者が、個人の場合は本人及び法人の場合は代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提出すること。

(2)　10の契約保証金が指定期限（入札日当日）までに納付できない場合、大阪市規則第32条第３項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

(3)　落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

　契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4)　落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

（建設局総務部経理課）

共済組合公告

大阪市職員共済組合公告第22号

大阪市職員共済組合組合会互選議員の補欠選挙における選挙区第１区の候補者は、次のとおりであるので公告する。

平成25年11月29日

大阪市職員共済組合組合会
互選議員補欠選挙第１選挙区
選挙長　　釼持　英樹

記

所属所	職種	氏名	年齢
此花区役所	事務職	黒田　悦治	51歳

（大阪市職員共済組合庶務係）

（平25.11.29掲示済）

大阪市職員共済組合公告第23号

大阪市職員共済組合組合会互選議員の補欠選挙における選挙区第１区の当選

人は次のとおりであるので公告する。

平成25年12月13日

大阪市職員共済組合
理事長 黒 住　兼 久

選　挙　区	所属部局名	氏　　名
第　1　区	此花区役所	黒田　悦治

（大阪市職員共済組合庶務係）

達

達第44号

大阪市人権行政推進本部設置規程（平成11年達第１号）の一部を次のように改正する。

平成25年12月13日

大阪市長　　橋　下　　徹

第２条第４項中「人権施策」を「人権施策、男女共同参画施策その他のダイバーシティ推進に係る施策」に改める。

附　則

この改正規程は、令達の日から施行する。